

# パートナーシップ宣誓制度の県域導入に係る検討状況について

資料 3

同性のカップルなどが、婚姻に準ずる関係であると宣誓したことを、自治体が証明する制度  
※法律上の「婚姻」ではないため、税金の控除等は受けることができない

## 1. 導入時期

令和6年4月（予定）

## 2. 県域導入の意義

大分県内全市町村（県域）で、適用される制度の創設により、以下の効果を創出

- (1) 安心感の醸成や困りごとの解消
- (2) 県内での市町村格差の解消

## 3. 県域導入(案)

※ 県と市町村一体となった制度を市町村と調整中

### 行政サービス (主なもの)

#### 県行政サービス

- ① 県営住宅の入居
- ② 県立病院の手術同意等

市町村行政サービス 全市町村で制度の対象となるサービスを共通化する。

#### 共通サービス (案)

- ① 公営住宅の入居
- ② 公立病院の手術同意等
- ③ 犯罪被害者見舞金の支給対象

※ただし、上記に加えて市町村独自の行政サービスも適用可能とする。

### 民間サービス

宣誓者が受けられる民間サービスが広がるよう事業者へ働きかけを行う。  
(住宅入居、医療機関、携帯電話家族割、住宅ローン等)

【参考：県内の状況】 導入済み（6市）：臼杵市、豊後大野市、竹田市、日田市、豊後高田市、大分市